

標準文書保存期間基準

令和6年7月10日作成

事 項	業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期 間 満了 時の 措置		
法令の制定又は改廃及びその経緯											
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること	法律の制定又は改廃及びその経緯	〇〇の制定又は改廃及びその経緯（〇年度）	20年	2 (1)① 1 (1)	移管		
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言								
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング								
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書							・法制局提出資料 ・審査録	
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書							・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書							・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料	
		(5)国会審議	国会審議文書							・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書	
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し								2 (1)① 1 (6)
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング								2 (1)① 1 (7)
②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引									

事 項		業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期 間 満了 時の 措置 移管	
2	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること	政令の制定又は改廃及びその経緯	〇〇の制定又は改廃及びその経緯（〇年度）	20年	2 (1)① 3 (1)		
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言							
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング							
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録							2 (1)① 3 (2)
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由							2 (1)① 3 (3)
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答							2 (1)① 3 (4)
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料							2 (1)① 3 (5)
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し							2 (1)① 3 (6)
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング							2 (1)① 3 (7)
②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引										
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯											
3	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書	質問主意書（〇年度）	20年	2 (1)① 5 (3)	移管	
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・案件表 ・配付資料							
			③答弁が記録された文書	・答弁書							
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1及び2並びに(1)に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示		基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件（〇年度）		2 (1)① 5 (4)		
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言							
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ							
			④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答							
			⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・案件表 ・配付資料							
			⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し							

事 項	業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期 間満了 時の措 置	
4	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議	会議名（○年度）	10年	2 (1)①6	移管	
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書							
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書							
			④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書							
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書							
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯										
5	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せ（○年度）	10年	2 (1)①8	移管	
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書							
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書							
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書							
			⑤申合せの内容が記録された文書							
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
6	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求等（○年度）	5年	2 (1)①11(2)	廃棄	
			・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等				1年未満			
							・審査請求書の写し			
										(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯
		②情報公開・個人情報保護審査会関係文書								
		③裁決書								
		(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書			・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	訴訟等（○年度）	10年 （訴訟が終結する日を基準）	2 (1)①11(6)	廃棄 （ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの）
			②訴訟における主張又は立証に関する文書							
			③判決書又は和解調書							

事 項	業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置					
7	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他の当該処分に至る過程が記録された文書	法人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求（○年度）	5年	2 (1)①12(2)	廃棄					
			1年未満											
		(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書			・審査請求書の写し	不服申立書等（○年度）	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後)	2 (1)①12(5)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)				
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書			・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し								
			③裁決書			・裁決書の写し								
		(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書			・訴状の写し ・期日呼出状の写し	訴訟等（○年度）	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①12(6)	廃棄 (ただし以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)				
			②訴訟における主張又は立証に関する文書			・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し								
			③判決書又は和解調書			・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し								
			その他の事項											
		8	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯			(1)告示その他の規則（告示に準ずるものに限る。）の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から7の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	告示及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	〇〇に関する規則（○年度）	10年	2 (1)①14(1)	廃棄	
							②立案の検討に関する調査研究文書							・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
							③意見公募手続文書							・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
④制定又は改廃のための決裁文書	・告示案、規則案													
⑤官報公示に関する文書	・官報の写し													
(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から7の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書			・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	〇〇に関する規則（○年度）	10年		2 (1)①14(2)	廃棄 (ただし以下については移管 ・重要な訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)				
	②制定又は改廃のための決裁文書			・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準（○年度）								
	③官報公示に関する文書			・官報の写し	官報公示に関する文書	官報（○年度）								
9	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	機構定員要求	機構定員要求	機構定員要求（令和○年度）	10年	—	移管（内閣総務官室が取りまとめた文書を除く。）				
10	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議会等における審議等に関する事項	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議（○年）	10年	2 (1)①21(1)	廃棄 (ただし以下については移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答)				
		(2)審議会等（1の項から9の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			会議名（○年度）		2 (1)①21(2)	廃棄 (ただし以下については移管 ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの)				

